

総合病院南生協病院 感染防止対策に関する取り組み事項

1. 院内感染防止対策にかかる基本的な考え方

当院における感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものと考え、感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者が同時に存在していることを前提に、必然的に起こりうる伝播リスクを最小化するとの視点に立ち「標準予防策」の観点に基づいた医療行為を実践し、合わせて経路別予防策を実施する。感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努める。

2. 院内感染にかかる組織体制、業務内容

・院内感染対策のための委員会その他の当該病院等の組織に関する基本的事項

- 1) 病院の感染管理のために、方針作成と最終意思決定機関として病院長を委員長に据えた感染対策委員会（ICC）を設置し、毎月1回会議を行う。感染防止対策に関する事項を検討し、すべての職員に対して組織的な対応と教育・啓発活動する。
- 2) 病院長の直轄に、院内感染対策に組織横断的な院内感染対策チーム（以下ICT）を設置し、院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど一般的な実務事項を執行するとともに、院内感染についての諸問題の解決に向けて迅速に対応する。
- 3) 院内感染対策の研修を実施することで、業務の遂行上の知識・技術の向上を図り、チームの一員として院内感染対策の意識の向上を目的とした、全職員対象の研修会・講習会を年2回以上行う。

・感染症発生状況の報告に関する基本事項

法令に定められた感染症届け出の他、微生物検査から検出情報を把握し、必要に応じて対策の周知・指導を行う。さらに院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、ICTで検討及び現場へのフィードバックを実施することで、各部署へ注意喚起する。

・院内感染発生時の対応に関する事項

感染症患者は発生または疑われる場合は、ICTが院内感染発生状況について、発生患者の検索、記録、分析及びフィードバックを速やかに行う。また必要に応じて、緊急委員会を開催し二次感染予防及び対策、治療方針を指示する。院内が対応で困難な場合等必要に応じて、通常から協力関係にある地域の医療機関や保健所と速やかに連携対応する。

・患者等へ情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行う。合わせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力を依頼する。また、院内感染にかかる事項については本書をもって院内に掲示閲覧可能とする。（患者様及びご家族様などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じる。）

・感染対策推進のための必要な基本事項

- 1) 病院職員は、定期健康診断を年1回以上受診し、インフルエンザなどの流行期や予防接種で流行を制御できる疾患については、積極的に予防接種に努め、健康管理に注意する。
- 2) 院内感染防止対策推進のため、広く国内外で発表されているガイドライン等を参考に「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図る。必要時マニュアルの新規項目の作成や改定、作業を行い全職員へ周知徹底し、遵守する。

3. 抗菌薬適正使用のための方策

ICTとは別に、抗菌薬適正使用支援チーム（AST）を組織し、抗菌薬の適正使用の支援実務を行う。ASTが個々の症例に対して支援・介入を行い、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努める。

4. 他の医療機関等との連携体制

院内感染対策の向上に寄与することを目的として日常的に情報交換などを行う等、近隣医療施設と協力関係を構築する。さらに院内で対応が困難な場合等必要に応じて、通常から協力関係にある地域の医療機関や保健所へ速やかに連携対応する。また、みなと協立総合病院とは地域連携施設として相互協力関係を構築する。